

尼崎市監査公表第 1 1 号

平成 2 3 年度尼崎市歳入歳出決算及び基金運用状況審査に対する措置の公表について

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項及び第 2 4 1 条第 5 項の規定により審査した審査意見に対して、市長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により公表します。

平成 2 4 年 9 月 1 8 日

尼崎市監査委員	須	賀	邦	郎
同	堀		智	子
同	北	村	章	治
同	田	村	征	雄

措置通知表【歳入歳出等決算審査】

1 措置を講じた局	企画財政局
2 監査結果報告日	平成 24 年 8 月 28 日
3 措置通知日	平成 24 年 9 月 3 日
4 監査結果の内容	<u>公営企業審議会運営支援等業務委託契約に係る委託料の支払遅延等について</u> 企画財政局での平成 23 年度尼崎市公営企業審議会運営支援等委託業務に係る委託料が、平成 23 年度の出納閉鎖日までに支出されず、結果として平成 24 年度予算の予備費から充当して支出していた。 （交通政策担当） <指導の要点> 予算執行にあたっては、担当職員はもちろんのこと、管理監督者においては特にその職責を十分認識し、会計事務を適正に行うこと。
5 措置の内容	今回の事態は、着実な事務処理と書面による事後確認を怠ったことによるものであり、指摘を受けた後、局内各課に今回の指摘内容を周知した。今後は、期限を常に意識した事務処理の進ちょく管理を行うとともに、適正に会計事務を行う。